

令和2年7月20日

保護者の皆様

松山市教育委員会

教育長 藤田 仁

新型コロナウイルス感染症対策による再度の臨時休業等に備えた
家庭のICT機器の積極的活用について（お願い）

急速に世界的なICT化が進む中で、小学校は今年度から、中学校では来年度から全面実施の新学習指導要領において、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」の一つとして位置付けられ、各学校のコンピュータやネットワーク等のICT環境を整備し、それを活用した学習活動の充実を図ることが明記されました。この実現に向けて、国は、教育のICT化に向けた環境整備を進めるとともに、「GIGAスクール構想」として「1人1台端末」の整備を行う方針を打ち出しました。さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、令和5年度までの予定だった「1人1台端末」の整備等を今年度内に完了し、災害や感染症等での臨時休業等の緊急時には、ICTを積極的に活用して「学びの保障」を行うこととしました。

これを受けて、本市でも、校内の高速大容量ネットワークや「1人1台端末」等の整備の早期実現に努めているところです。

つきましては、新学習指導要領及び「GIGAスクール構想」の趣旨であるICTを活用した情報活用能力等の育成や、緊急時の学びの保障のためには、ICTが大いに役に立つことについて御理解をいただき、各家庭におかれましても、できる範囲で、日頃からお子様が機器の操作に慣れるよう御協力いただきますとともに、「1人1台端末」等の整備ができていない段階での新型コロナウイルス感染拡大等による臨時休業等の緊急時には、家庭の機器やインターネット環境等の活用に御協力いただきますようお願いいたします。